





整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況				オンライン申請等件数		備考	公的個人認証サービス導入状況			
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
31	文書等の閲覧の求め	申請等	行政手続法	18	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
32	行政庁による聴聞職員の指名	以外	行政手続法	19	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
33	聴聞期日における当事者又は参加人の証拠書類提出	申請等	行政手続法	20	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
34	補佐人と出頭することの許可	申請等	行政手続法	20	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
35	陳述書等の提示	申請等	行政手続法	21	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
36	陳述書等の提出	申請等	行政手続法	21	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
37	次回の聴聞期日等の通知	以外	行政手続法	22	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
38	当事者等の所在不明時における聴聞の期日の通知	以外	行政手続法	22	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
39	当事者等の不出頭等が引き続き見込まれる場合における陳述書等の提出の求め	以外	行政手続法	23	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
40	聴聞調書等の閲覧請求	申請等	行政手続法	24	4		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
41	報告書、調書の提出	以外	行政手続法	24	3		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
42	聴聞報告書の返戻、聴聞の再開命令等	以外	行政手続法	25			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
43	弁明書の提出	申請等	行政手続法	29	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
44	弁明をするときの証拠書類の提出	申請等	行政手続法	29	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0					-	-	-				
45	弁明の機会付与の通知	以外	行政手続法	30			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号）によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															





整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況				オンライン申請等件数		備考	公的個人認証サービス導入状況			
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
76	利害関係人の審査請求への参加の求め	以外	行政不服審査法	24	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
77	利害関係人の審査請求への参加の求め(第48条：異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	24	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
78	利害関係人の審査請求への参加の求め(第56条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	24	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
79	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て	申請等	行政不服審査法	25	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
80	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	25	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
81	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	25	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
82	審査請求人等による口頭での意見陳述の機会付与の申立て(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	25	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
83	補佐人と出頭することの許可	申請等	行政不服審査法	25	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
84	補佐人と出頭することの許可(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	25	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
85	補佐人と出頭することの許可(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	25	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
86	補佐人と出頭することの許可(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	25	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
87	証拠書類の提出	申請等	行政不服審査法	26			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
88	証拠書類の提出(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	26			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
89	証拠書類の提出(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	26			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
90	証拠書類の提出(第56条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	26			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												







整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況				オンライン申請等件数		備考	公的個人認証サービス導入状況					
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考		
																							a	b
136	手続継承の届出(第52条第1項：不作為についての異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	37	3		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0													
137	手続継承の届出(第62条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	37	3		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0													
138	手続継承の届出(第66条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	37	3		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0													
139	引継ぎを受けた行政庁からの通知	以外	行政不服審査法	38			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																	
140	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第48条：異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	38			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																	
141	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第52条第1項：不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	38			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																	
142	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第62条第2項：不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	38			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																	
143	引継ぎを受けた行政庁からの通知(第66条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	38			制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																	
144	審査請求の取下げ	申請等	行政不服審査法	39	1、2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			3	0													
145	審査請求の取下げ(第48条：異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	39	1、2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0													
146	審査請求の取下げ(第52条第1項：不作為についての異議申立てに準用)	申請等	行政不服審査法	39	1、2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0													
147	審査請求の取下げ(第52条第2項：不作為についての審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	39	1、2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0													
148	審査請求の取下げ(第66条：再審査請求に準用)	申請等	行政不服審査法	39	1、2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。			0	0													
149	再審査請求できる旨の教示	以外	行政不服審査法	41	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																	
150	再審査請求できる旨の教示(第66条：再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	41	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																	

整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請件数		オンライン化状況				オンライン申請件数		備考	公的個人認証サービス導入状況			
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済みの年間申請件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
151	裁決書原本の参加人等への送付	以外	行政不服審査法	42	4		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
152	裁決書原本の参加人等への送付(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	4		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
153	裁決書原本の参加人等への送付(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	4		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
154	裁決の送達	以外	行政不服審査法	42	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
155	裁決の送達(第48条:異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	42	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
156	裁決の送達(第52条第1項:不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	42	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
157	裁決の送達(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
158	裁決の送達(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	42	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
159	処分取消し、変更の通知	以外	行政不服審査法	43	4		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
160	処分取消し、変更の通知(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	43	4		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
161	証拠書類等の返還	以外	行政不服審査法	44			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
162	証拠書類等の返還(第48条:異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	44			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
163	証拠書類等の返還(第52条第1項:不作為についての異議申立てに準用)	以外	行政不服審査法	44			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
164	証拠書類等の返還(第52条第2項:不作為についての審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	44			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
165	証拠書類等の返還(第56条:再審査請求に準用)	以外	行政不服審査法	44			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															

整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請等件数		オンライン化状況				オンライン申請等件数		備考	公的個人認証サービス導入状況			
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
166	誤った教示をした場合の処分手続	以外	行政不服審査法	46	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
167	審査請求できることの教示	以外	行政不服審査法	47	5		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
168	審査請求に関する準用	以外	行政不服審査法	48			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
169	不作為理由の提示	申請等	行政不服審査法	50	2		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	259												
170	不作為庁への命令	以外	行政不服審査法	51	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
171	裁決書の送付要求	以外	行政不服審査法	54			総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
172	書面による教示	申請等	行政不服審査法	57	3		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
173	審査庁等の教示	以外	行政不服審査法	57	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年3月24日総務省令第48号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
174	利用者からの求めに応じた教示	申請等	行政不服審査法	57	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
175	教示をしなかった場合の不服申立て	申請等	行政不服審査法	58	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
176	教示をしなかった場合の不服申立てにおける処分手続	以外	行政不服審査法	58	3		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年三月二十四日総務省令第四十八号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第9条により行政機関等のために委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
177	独立行政法人の長となるべき者及び監事となるべき者の指名	以外	独立行政法人通則法	14	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
178	設立委員の任命	以外	独立行政法人通則法	15	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
179	設立準備行為の届出	以外	独立行政法人通則法	15	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
180	監査結果に基づく意見提出	以外	独立行政法人通則法	19	5		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															







整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請件数		オンライン化状況				オンライン申請件数		備考	公的個人認証サービス導入状況			
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考
226	違法行為等の是正措置の要求	以外	独立行政法人通則法	65	1		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
227	是正措置等の報告	以外	独立行政法人通則法	65	2		制度上、書面等で行うこととされている手続ではないため、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
228	積立金の処分に係る承認	以外	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令	5	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年3月24日総務省令第48号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
229	国庫納付金の計算書等の提出	以外	独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令	6	1		総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年3月24日総務省令第48号)によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は同施行規則第9条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
230	行政文書の管理に関する定め等の閲覧	以外	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	22	2		「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める対象手続等を定める省令」(平成16年総務省令第39号)により、各手続をオンラインで行うことを可能とし、具体的な技術的基準等は、同省令各条により、行政機関の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	厚生労働省ホームページ												ホームページにて公開		
231	任命権者による懲戒処分	以外	国家公務員倫理法	26			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
232	主務大臣による価格を見やすいように表示する指示	以外	国民生活安定緊急措置法	6	2		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
233	主務大臣による標準価格等以下の販売の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	7	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
234	主務大臣による課徴金の国庫納付命令	以外	国民生活安定緊急措置法	11	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
235	主務大臣による課徴金納付の督促	以外	国民生活安定緊急措置法	12	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
236	指定物資の生産計画の作成・変更についての主務大臣に対する届出	申請等	国民生活安定緊急措置法	15	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。		0	0												
237	主務大臣による指定物資の生産計画の変更の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	15	2		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
238	主務大臣による指定物資の輸入の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	17	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
239	主務大臣による法人に対する指定物資の輸入の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	18	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
240	主務大臣による指定物資の保管の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	21	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															

整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請件数		オンライン化状況				オンライン申請率(%) c/b×100	備考	公的個人認証サービス導入状況		
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化状況		21年度			20年度	電子署名の有無	備考
													オンライン化済み手続の年間申請件数	オンライン化予定の有無						
241	主務大臣による指定物資の特定地域における先渡し指示	以外	国民生活安定緊急措置法	22	1	内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
242	主務大臣による指定物資の特定地域への輸送の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	22	2	内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
243	主務大臣による指定物資の特定地域における保管の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	22	3	内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
244	主務大臣に対する工事計画の届出	申請等	国民生活安定緊急措置法	24	1	内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	0												
245	主務大臣による工事計画の実施の延期等の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	24	2	内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
246	主務大臣に対する設備投資計画の届出	申請等	国民生活安定緊急措置法	25	1	内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。	0	0												
247	主務大臣による設備投資計画の実施の延期等の指示	以外	国民生活安定緊急措置法	25	2	内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
248	主務大臣による業務又は経理の状況に関する報告徴収	以外	国民生活安定緊急措置法	30		内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
249	指定行政機関の長から指定公共機関等(行政機関等以外)への必要な協力要求	以外	災害対策基本法	36	3	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
250	指定行政機関の長から指定行政機関等への必要な協力要求	以外	災害対策基本法	36	3	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
251	指定公共機関(行政機関等以外)から所管大臣を経由して行う内閣総理大臣等への防災業務計画の作成又は修正の報告・通知	以外	災害対策基本法	39	2	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
252	指定公共機関から所管大臣を経由して行う内閣総理大臣等への防災業務計画の作成又は修正の報告・通知	以外	災害対策基本法	39	2	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
253	指定公共機関(行政機関等以外)から指定行政機関等への必要な協力要求	以外	災害対策基本法	39	3	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
254	指定公共機関から指定行政機関等への必要な協力要求	以外	災害対策基本法	39	3	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
255	指定行政機関の長等による指定公共機関等(行政機関等)への対応措置の実施要請・指示	以外	災害対策基本法	77	2	関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														

整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請件数		オンライン化状況				オンライン申請件数		備考	公的個人認証サービス導入状況				
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考	
																							a
256	指定行政機関の長等による指定公共機関等(行政機関等以外)への応急措置の実施要請・指示	以外	災害対策基本法	77	2		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
257	指定行政機関の長等による業者(行政機関等)への物資の保管命令	以外	災害対策基本法	78	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
258	指定行政機関の長等による業者(行政機関等以外)への物資の保管命令	以外	災害対策基本法	78	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
259	指定行政機関の長等による業者(行政機関等)からの報告	以外	災害対策基本法	78	3		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
260	指定行政機関の長等による業者(行政機関等以外)からの報告	以外	災害対策基本法	78	3		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
261	指定公共機関等(行政機関等)による指定行政機関等への応援要求	以外	災害対策基本法	80	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
262	指定公共機関等(行政機関等以外)による指定行政機関等への応援要求	以外	災害対策基本法	80	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
263	指定行政機関等による行政機関等以外への処分に係る公用令書の交付	以外	災害対策基本法	81	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
264	指定行政機関等による国の行政機関等への処分に係る公用令書の交付	以外	災害対策基本法	81	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
265	指定行政機関等の職員からの立ち入りの際の行政機関等以外への事前通知	以外	災害対策基本法	83	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
266	指定行政機関等の職員からの立ち入りの際の行政機関等への事前通知	以外	災害対策基本法	83	1		関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日共同命令)及び内閣府が関係行政機関として所管する内閣府本府関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
267	特定物資の買付けについての売渡先同意	以外	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
268	内閣総理大臣及び主務大臣による売渡に関する指示	以外	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	1		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
269	内閣総理大臣及び主務大臣による売渡に関する命令	以外	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	2		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																
270	内閣総理大臣及び主務大臣による売渡の結果の通知	以外	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	4	5		内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成16年3月26日内閣府令)及び内閣府の所管する内閣府本府関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成16年3月26日内閣府告示)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。																







整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請件数		オンライン化状況				オンライン申請件数		備考	公的個人認証サービス導入状況		
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請等件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況
318	交渉の委任	以外	国家公務員法	108	6		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
319	専従許可	申請等	国家公務員法	108	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省等は、原則として2010年度末(平成22年度末)までに、システムを集中的に管理運用する人事・給与情報システムを導入することにより、オンラインで行うことが可能となる。		0	0										本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。	
320	専従許可の取消し	以外	国家公務員法	108	4		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)によりオンラインで行うことを可能としており、各府省等は、原則として2010年度末(平成22年度末)までに、システムを集中的に管理運用する人事・給与情報システムを導入することにより、オンラインで行うことが可能となる。													本省内部部局においては、人事院等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。	
321	利害関係者と共に飲食をする場合の届出	以外	国家公務員倫理規程	8	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
322	講演等に関する倫理監督官の承認	以外	国家公務員倫理規程	9	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
323	法令違反行為の主任大臣に対する報告	以外	国家公務員倫理規程	15	4		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
324	地方警務官に係る倫理監督官の職務を行うべき者の指名	以外	国家公務員倫理規程	16	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき国家公安委員会がオンライン化に取り組むことに支障はない。														
325	特定独立行政法人から主務大臣への届出	以外	国家公務員倫理法	5	5		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
326	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への贈与等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	6	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
327	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への株取引等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	7	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
328	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書の提出	以外	国家公務員倫理法	8	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
329	各省各庁の長等又はその委任を受けた者への所得等報告書に代わる納税申告書の写しによる提出	以外	国家公務員倫理法	8	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
330	贈与等報告書の閲覧	以外	国家公務員倫理法	9	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。														
331	育児を行う職員の早出遅出勤務の請求・通知	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	4	1,2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事院関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用しオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。														
332	育児を行う職員の早出遅出勤務の状況変更届	以外	人事院規則10-11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)	5	3		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事院関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用しオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。														





整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請件数		オンライン化状況				オンライン申請件数		備考	公的個人認証サービス導入状況			
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度		オンライン利用率(%)	c/a×100	電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況
363	妊産婦である女子職員の業務軽減又は他の軽易な業務への変更請求	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	6	1		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。															
364	妊婦である女子職員の休息又は給食のため勤務しないことの請求・承認	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	6	2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。															
365	妊婦である職員の通勤経路と請求・承認	以外	人事院規則10-7(女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉)	7			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。															
366	給員に対する伝染病の予防等の措置の記録	以外	人事院規則10-8(給員である職員に係る保健及び安全保持の特例)	6	3		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
367	勤務延長及び勤務延長の期限の延長の同意書	以外	人事院規則11-8(職員の定年)	8			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						○									
368	勤務延長の期限の繰上げの同意書	以外	人事院規則11-8(職員の定年)	9			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						○									
369	人事異動通知書	以外	人事院規則11-8(職員の定年)	11			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						○									
370	再任用の任期の更新の同意書	以外	人事院規則11-9(定年退職者等の再任用)	5			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						○									
371	人事異動通知書	以外	人事院規則11-9(定年退職者等の再任用)	6			人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。						○									
372	懲戒の手続	以外	人事院規則12-0(職員の懲戒)	5	1		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則等に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
373	職務専念義務の免除に係る請求及び承認	以外	人事院規則13-5(職員からの苦情相談)	5	2		人事・給与関係業務情報システムが整備された手続きであり、人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例(平成18年3月31日人事院規則1-45)により同システムを使用してオンラインで行うことを可能としていることから、各府省は同システムを順次導入することによりオンラインで行うことが可能となる。														本省内部部局においては、人事等が開発中の人事・給与関係業務情報システムを導入することとしている。	
374	技術移転業報告	以外	人事院規則14-17(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業)	6			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
375	技術移転事業者に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-17(研究職員の技術移転事業者の役員等との兼業)	7			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
376	研究成果活用業報告	以外	人事院規則14-18(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業)	6			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															
377	研究成果活用企業に係る事項の内容変更報告	以外	人事院規則14-18(研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業)	7			人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能とし、具体的な実施方法は規則第4条により行政機関等の定めに委任しており、各府省が定める方式でオンライン化に取り組むことに支障はない。															





















整理番号	手続名	手続種別	根拠法令、根拠規定				制度所管官庁における措置状況	利用システム名		手続の年間申請件数		オンライン化状況				オンライン申請件数		オンライン利用率(%) a/b×100	備考	公的個人認証サービス導入状況						
			条	項	号	附則		受付システム	処理システム	21年度	20年度	オンライン化実施年度	オンライン化済み手続の年間申請件数	オンライン化予定の有無	オンライン化停止予定の有無	21年度	20年度			電子署名の有無	(左記が○の場合)公的個人認証サービスの対応状況	備考				
527	公共測量のために設置した測量標の使用承認	申請等	測量法	39	(2)		行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
528	関係市町村長に対する公共測量実施のために必要な情報の提供の要求	申請等	測量法	37	2		行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
529	公共測量成果の複製承認	申請等	測量法	43			行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
530	公共測量成果の使用承認	申請等	測量法	44	1		行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
531	公共測量による永久標識又は一時標識の移転等の請求	申請等	測量法	39	(2)	(1)	行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
532	公共測量による永久標識又は一時標識の都道府県知事からの移転等の請求	申請等	測量法	39	(2)	(2)	行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
533	公共測量のための仮設標識の移転の請求	申請等	測量法	39	(2)	(5)	行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
534	公共測量による永久標識又は一時標識の移転等の請求者への通知	申請等	測量法	39	(2)	(3)	行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
535	公共測量記録の写しの提出	申請等	測量法	40	2		行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
536	公共測量成果及び測量記録の保管並びに公共測量成果の複製又は使用承認の申請の受理事務の委託	申請等	測量法	42	3		行政手続オンライン化法を受けて、「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年国土交通省令第25号)」及びそれに基づく「国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示(平成15年国土交通省告示第240号)」を制定したところである。なお、これらは、各府省がオンライン化に取り組むことに支障がないよう配慮した規定盛りとなっている。			0	0															
537	隣任の同意	以外	人事院規則8-12(職員の任免)	29	2		人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信の技術の利用(平成15年4月1日人事院規則1-38)及び人事院規則1-38の運用通知によりオンラインで行うことを可能としており、同規則に基づき各府省でオンライン化に取り組むことに支障はない。						○													
手続数合計				535							9,527	11,513	12	9,288	16	0	343	394								